

今年の冬は予想通り厳しい寒さが続いています。雪の多い地方は積雪量を更新したところもあるようです。2月に入り、群馬県にも何回か雪が降りました。寒さはまだ続くように思えますが、立春を過ぎ、雪は降ってもすぐに解けていき、白く覆われた地面があっという間に土に変わるのを見ると、春が確実に近づいていると感じます。

今回は、日常生活自立支援事業について、ご説明させていただきます。

## 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、判断能力が不十分な方が、地域の中で安心して自立した生活がおくれるよう援助する公的な制度です。このような制度として成年後見人制度と日常生活自立支援事業があります。成年後見人制度については、相談室便りNo24にてご説明させていただきました。日常生活自立支援事業の場合、この制度の利用のために必要な契約の内容が理解できる程度の判断力があると認められる方が対象となります。

そして、契約の内容では不十分な状態になったり、判断力がさらに衰えたりするため、日常生活自立支援事業の援助のみでは自立した生活をおくるのが困難になった場合は、成年後見人制度への変更を考慮する必要があります。

## 日常生活自立支援事業の援助内容

介護・福祉サービスの情報提供や契約援助

日常的な金銭管理(例えば、税金・保険料・公共料金・家賃等の支払い、年金の受け取り、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き等)の支援

住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続に関する援助

苦情解決制度の利用援助

大切な書類(例えば、預貯金通帳、印鑑、有価証券、年金証書等)の保管

定期的な訪問による生活変化の把握等

上記内容等についての援助を、社会福祉協議会の生活支援員がおこないます。

## 利用手続きの流れ

- 1 利用希望者(本人や家族など)が、実施主体(住所地の社会福祉協議会、地域包括支援センター、または市町村担当課)に申し込みます = 申請。
  - 2 利用希望者が、日常生活自立支援事業の対象者に該当すると判断された場合、利用希望者の意向や状況を確認し、援助内容や実施頻度等の具体的な支援内容を決め、「支援計画」が作成されます。
  - 3 利用希望者と実施主体とで契約を結び、「支援計画」にもとづき援助が開始されます。
- \* 「支援計画」は、利用者の必要とする援助内容の変更や、利用者の判断能力の変化等を考慮し、定期的に見直されます。

## 利用料

- ・ 実施主体が定めた利用料を利用者が支払います。訪問1回あたり 平均1200円くらいです。
  - \* 参考ですが、渋川市の場合、1時間1000～1500円の利用料がかかります。書類の保管は1ヶ月500円前後です。
  - \* 生活保護受給者は無料ですし、利用者本人の支払い能力に応じて減免される場合があります。
  - \* 「支援計画」作成までの相談費用は無料です。

## お問合せ先

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 市町村担当課

以上、簡単に日常生活自立支援事業について、ご説明させていただきました。聞きなれない難しい制度のように思われますが、高齢の方や判断力に障害をお持ちの方がターゲットにされる悪質商法や、振り込め詐欺のような事件が後を絶たない現在、権利や財産を守り、安心して生活していけるように作られた制度です。窓口は市町村と身近ですから、ご利用を希望される方は、ぜひ一度ご相談されることをお勧めします。

## 雑学豆知識

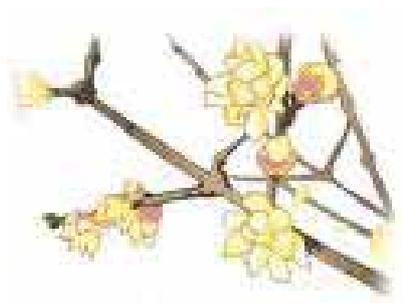
### 蠟梅(ろうばい)

- ・ 1年のうち、一番寒い12月～2月の間、ろう細工のように透き通った薄黄色の花を咲かせる蠟梅ですが、梅の字が使われていますが梅の仲間ではありません。
- ・ ロウバイ科の落葉低木で、原産地は中国です。日本には17世紀に渡ってきたとされています。
- ・ 別名「カラウメ(唐梅)」「ナンキンウメ(南京梅)」とも呼ばれます。
- ・ 花言葉は、「先導」「先見」「慈愛」「優しい心」とあります。

先日、散歩の途中で、梅の花が枝先で開きかけているのを見つけました。暖かい春の訪れが待ち遠しいですね。

インフルエンザの流行もまだまだ続いています。体調にはくれぐれもお気をつけください。

何かお困りなこと、ご心配なことがございましたら、いつでも病院のソーシャルワーカーにお声をおかけください。



北関東循環器病院  
医療相談室・地域連携室